様式第２号

交付決定通知書

　前橋市指令（○）第　　号

　　所在地

　　　法人名

　　　　代表者　　　　　　　　　様

　　　　年　　月　　日付けで提出された令和６年度前橋市「まえばしコミュニティ支援事業」補助金の交付申請に対し、下記のとおり決定したので、通知します。

　　　　　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 前橋市長 | 印 |  |

記

　１　補助金交付決定額 　　　　　　　　　　円

　２　交付条件

(1) 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。

(2) 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後５年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(3) 補助対象者は、補助事業により取得し、または効用の増加した物品等を市の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、移動、譲渡、交換、貸付、または担保に供してはなりません。

(4) 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成１０年前橋市規則第３４号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。

(5) 補助対象者は、補助事業を５年以上確実かつ継続的に実施しなければなりません。なお、令和７年度以降の事業の継続及び実施にかかる直接的な経費について、市の負担はありません。

(6) 補助事業の実施にあたっては、市が別途業務委託契約を締結し、補助対象者が行う事業の進捗管理等を行う事業者（以下ＰＭＯという。）と連携することとし、ユーザの属性情報等、広報企画管理に必要な情報等を市またはＰＭＯに提出しなければなりません。

(7) 別紙の重要業績指標（ＫＰＩ）について、令和６年度から３年分の測定結果を本市に報告しなければなりません。